



原 第 7 9 4 号
令和4年2月10日

中国電力株式会社
取締役常務執行役員
島根原子力本部長 北野立夫 様

島根県防災部長 奈良省 毒
(原子力安全対策課)



島根原子力発電所1号機第4回定期事業者検査の実施について

令和4年1月14日付け島原本広第521号により連絡があったこのことについて、平成29年7月11日付け原第216号で要請した事項を踏まえ、下記について申し入れます。

記

1. 定期事業者検査の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、安全かつ遺漏なく実施すること。
2. 作業に伴う被ばくの低減を積極的に進めるとともに、全ての作業従事者の被ばく管理に万全を期すこと。
3. 定期事業者検査期間中に行う検査については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、不具合を発見した場合の不適合管理等も適切に行い、遺漏なく確実に実施すること。
4. 異常が確認された場合には、遅滞なく適切な措置を講ずるとともに、その内容について速やかに報告すること。
5. 定期事業者検査の実施状況については、県民に分かりやすく情報提供すること。